## 2級FP対策 暗記復習まとめ集

【どりめざFP合格ネット】



- ( )の中心適切かっ葉を入れてしてさい。
- ( ) 言葉だけでなれ、文章そのものを暗記してください。

## 【都市計画法】

- 1 ()は、都市計画に、防火地域又は準防火地域を定めることができる。
- 2 ()とは、市街化を抑制すべき区域のことである。
- 3 ( )とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことである。
- 4 開発行為とは、主として()又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のことである。
- 5 土地区画整理事業の施行、市街地再開発事業の施行として行う開発では、 発許可が()である。
- 6 市街化区域内で行う()の開発行為は、原則、開発許可は、要である。
- 7 準都市計画区域内で行う()の開発行為は、原則、開発許可不要である。
- 8 ( )において行う開発行為は、原則、規模 ( つ ) 開発許可が不要となることはない。
- 10 用途地域は()種類に分類されている
- 11 開発許可を受けた開発区(のユーに)いては、( ) があるまでの間、原則、 建築物の建築又は特定工作( ) 建プセできない。
- 12 都市計画区域にいて無秩序、市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区を(①)。(ごし、2)の一定の区域や一定の大都市の都市計画区域においては、都市計画 街化区域と市街化調整区域との区分を定める(義務)。
- 1 は、原則、( )が決定する。
- 14 準都市 画区域は、( ) で指定される。
- 15 n. r化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、原 則、( ) を受けなければ建築物を建築できない。
- 16 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、原則、あらかじめ()の許可を受けなければならない。
- 17 市街化区域については用途地域を(①)、市街化調整区域については、原則、用途地域を(②)。
- 18 (①)の区域内において行う開発行為で、農林漁業用建築物又はこれらの業務を営む者の(②)に供する建築物の建築の用に供する目的で行うものは、開発許可が不要となる。
- 19 ()は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域とする。

## 【建築基準法】

- 1 前面道路(前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のもの)の幅員が()である建築物の容積率は、「前面道路の幅員に一定の数値(原則、住居系用途地域では10分の4、それ以外の地域では10分の6)を乗じたもの」と「指定容積率」の2つを比較して、低い方が、容積率の上限となる。
- 2 防火地域に指定された区域内に(①)を建築する場合で、建蔽率の限度が(②) とされている地域内(商業地域等)であれば、建蔽率の制限がない。
- 3 防火地域(建蔽率の限度が10分の8とされている地域を除く)内にたる) 又は準防火地域内にある(①)・(②)の場合、建蔽率の限度が10分の なれれる。
- 4 道路斜線制限は、() 用途地域及び用途地域の指定のない 域に適用される。
- 6 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場。 原則 その敷地の全部について ( )の規制が適用される。
- 7 建築物の敷地は、原則、建築基準 A 見定する道路 ( )接していなければならない。
- 9 建築物の敷地 つの用途地域にわたる場合、その敷地の全部について、 ) 用途地域 受 薬物の用途に関する規定が適用される。
- ① 建法42条2項の道路に面している敷地のうち、道路と道路境界線とみな これる)までの間の敷地部分(セットバック部分)は、建蔽率及び容積率を算定 大る際 敷地面積に算入()。
- 11 **追**格は、原則、幅員が(①)以上でなければならないが、(①)未満でも、建築 基準法42条2項により(②)したものは、建築基準法上の道路とみなされる(2 項道路という)。
- 12 (①) を除く10種類の用途地域及び用途地域の指定のない区域のうち、地方公共 団体の条例で指定する区域内において、日影規制の適用があり、第一種低層住居 専用地域・第二種低層住居専用地域・田園住居地域の区域では、軒の高さが(②) を超える建物物又は地階を除く階数が3以上の建築物が対象となる。
- 13 防火地域内に耐火建築物を建築する場合、容積率の制限について緩和措置を受けることが()。
- 14 隣地斜線制限は、( )を除く10種類の用途地域、用途地域の指定のない区域に 適用される。
- 15 カラオケボックス (床面積の合計が10,000㎡以下) は、原則、( ) に建築できない。

- 16 2項道路は、原則、道路の中心線から、両側に水平距離( )ずつ後退した線が 道路の境界線とみなされる。ただし、道路の中心線から2m未満で片側が 地、川等に沿っている場合、がけ地、川等と道路との境界線から道路側 離4mとった線を道路の境界線とみなされる。
- 17 ( )は、建築物の用途又は規模の特殊性により必要があると、 )めるときは、条例によって、建築物の敷地と道路との関係についての制限を付いてきる。
- 18 日影規制の対象区域外にある高さが()建築物で、各至日におりて、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象では内による建築物とみなして、日影規制が適用される。
- 19 北側斜線制限は、( )・田園住居地域 「日影による」高層の建築物の高さの制限」の対象となる区域となっていな 第 種中高層住 専用地域・第二種中高層住居専用地域に適用される。
- 20 ( ) =建蔽率
- 21 住宅、共同住宅、老人ホームは、 則、( ) に建築できない。
- 22 街区の角にある(地) 地) 又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものの ある建築物 つ は、建蔽率が ( ) される。
- 23 ( ) =容積率
- 25 ホテル・旅館(床面積の合計が3,000㎡超)は、原則、問24の地域と( )に建築できない。
- 26 問3と問22の両方にあたる建築物については、建蔽率が()される。
- 27 建築物の中にある駐車場、駐輪場等の床面積は、その建築物の各階の床面積の合計の()を限度として、容積率算定上の延べ面積から除外できる。
- 28 大学、高等専門学校、専修学校、病院は、原則、( ) に建築できない。
- 29 幼椎園、小学校、中学校、高等学校は、原則、( ) に建築できない。
- 30 神社、寺院、教会、巡査派出所、診療所、保育所は、( )に建築できる。